

栃木県リサイクル製品認定制度の概要

1 制度の目的

県によるリサイクル製品の認定と普及を通して、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、循環型社会の形成に資することを目的とする。

【制度創設】平成16(2004)年度

【根 拠】栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱

2 制度の概要

■ 認定要件

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造が行われていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 認定基準(安全性、品質、循環資源の利用割合)を満たしていること

■ 認定期間

- 始期:認定日
 - 終期:認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日
- 〈例〉令和2(2020)年度に認定する製品の認定期間の終期:令和8年(2026)年3月31日

■ 認定製品の普及

- ・ 物品等の購入又は工事の発注における認定製品の積極的な使用
県土整備部によるリサイクル製品利用指針に基づく資材調達等
- ・ 認定製品の使用促進のための県民等に対する情報提供
製品パンフレットの作成、配布、ホームページへの掲載等

■ 認定製品の愛称及び認定マーク

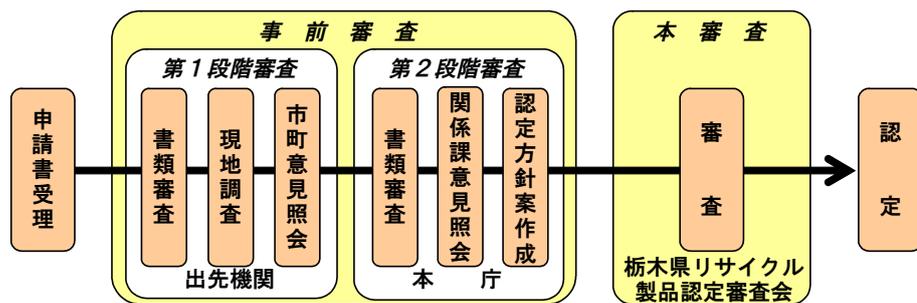
認定製品の愛称
わ
とちの環エコ製品

このマークは、県内の高校生を対象として、平成16(2004)年度に実施した公募で最優秀賞に選ばれた新井理恵さん(当時:県立足利工業高等学校産業デザイン科2年)の作品を採用し、決定しました。

認定マーク



■ 認定の流れ



3 製品の認定状況

■ 認定製品数の経過

年 度	認 定			認定数 (年度末時点)
	新規認定等	変更認定	再認定	
H16(2004)年度	17		—	17
H17(2005)年度	38		—	55
H18(2006)年度	18		—	67
H19(2007)年度	7		10	67
H20(2008)年度	7		30	71
H21(2009)年度	8		13	74
H22(2010)年度	2		16	75
H23(2011)年度	13		26	76
H24(2012)年度	8		16	79
H25(2013)年度	6		15	85
H26(2014)年度	12		44	97
H27(2015)年度	10		24	107
H28(2016)年度	6	1	17	110
H29(2017)年度	7	1	38	113
H30(2018)年度	1		31	111
R01(2019)年度	11		24	119
R02(2020)年度	2		43	115
R03(2021)年度	1	1	0	109
R04(2022)年度	1	1	0	109
R05(2023)年度	18	2	30	124
R06(2024)年度	15	1	29	137

■ 品目別認定状況（令和6（2024）年度末）

品 目 名	製品数	備 考
紙類	3	
事務用品	2	
肥料	15	普通肥料、特殊肥料
土壌改良材・緑化材・培養土	5	
造園材	7	敷石、ガーデニング砂利等
建築用製品	5	内装用塗壁材
再生路盤材	26	
再生アスファルト混合物	32	
エコスラグ	2	
盛土材・路盤材等	10	地盤改良材、埋戻材等
コンクリート二次製品	13	路面排水溝（管渠型）、縁石ブロック等
その他製品	17	パーティクルボード原料、ウッドチップ材料等
計	137	